

最終保障供給約款届出のお知らせ

平成 28 年 12 月 29 日

大分瓦斯株式会社

このたび弊社はガス事業法の規定に基づき「最終保障供給約款」を平成 28 年 12 月 28 日に、九州経済産業局長に届出しました。

平成 29 年 4 月 1 日からガスの小売が全面自由化されます。

最終保障供給とは、いずれのガス小売事業者ともガスの小売供給契約についての交渉が成立しないお客さま等に対し、弊社がガスを小売供給することをいい、最終保障供給を行う場合のガスの料金、その他の供給条件は、この最終保障供給約款によります。

本約款の実施時期は平成 29 年 4 月 1 日からになります。

○最終保障約款は、[こちら](#)をご参照ください。